号外第五十一号

(月曜日

次

目

規 則

○青森県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則………… (保健衛生課) … 一

規

則

青森県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十六号

青森県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

のように改正する。 青森県食品衛生法施行細則 (昭和四十八年五月青森県規則第三十一号)の一部を次

第一条中「)及び」を「)、食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の

危害が発生するおそれがない場合等を定める命令 (令和元年 | 厚生労働省 | 内 | 閣 | 府 令第十一号。

以下「府省令」という。)及び」に改める。

第二条を次のように改める。

(書類の様式)

第二条 省令第二十八条第一項の規定による製品検査申請書は、 第一号様式による。

省令第六十七条の規定による営業許可申請書

2

次に掲げる書類の様式は、知事が別に定めるところによる

省令第四十九条第一項の規定による食品衛生管理者設置(変更)届書

第六十九条第一項及び第七十条第一項の規定による許

- 令和 五月三十一日三年
- 省令第六十八条第一項、
- 四 可営業者地位承継届出書 省令第七十条の二の規定による営業届出書
- 省令第七十一条の規定による営業許可申請事項等 (営業届出事項) 変更届出書
- 省令第七十一条の二の規定による廃業届出書

六

Ŧī.

- 府省令第二条の規定による食品等回収届出書
- 七 府省令第三条の規定による食品等回収届出事項変更届出書
- 九 府省令第四条の規定による食品等回収終了届出書

め、同条第二項を削る。 合を含む。)の届出をした者」を加え、 う。)」の下に「又は法第五十七条第一項(法第六十八条第三項において準用する場 (再開)報告書(第八号様式」を「営業等休止(再開)報告書(第二号様式」に改 第四条第一項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、 「営業を」を「営業等を」に、「営業休止

第五条を削る。

条を第五条とする。 式」を「第三号様式」に改め、同条第二項中「営業所」を「営業の施設」に改め、同 第六条第一項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、 「第十二号様

第二号様式を次のように改める。

注

用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第2号様式(第4条関係)

青森県知事 凞

併

Ш

Ш

氏名 (法人にあつては、その名称及 び代表者の氏名 住所 (法人にあつては、その主たる) 住所 (事務所の所在地

等休止(再 . 開)報 1111

濉 羰

次のとおり営業等を休止(再開)するので、青森県食品衛生法施行細則第4条の規定により提出しま

届出営業者等 許可営業者 施設 * 休止期間又は 再 開 年 月 日 所在地又は自 動車登録番号 名称、屋号又 ယ F 型 営業等の形態 営業の種類 指令第 指令第 指令第 許可番号 声 届出年月日 許可年月日 併 併 併 併 件 併 Н Ш Ш Д П П Ш Ш Ш Ш Ш Ш 推 維光

> 第十二号様式中「総6米」を「総5米」に、 第三号様式から第十一号様式までを削る。

則

「凾㈱所」を「瀋黙」に改め、同様式を第三号様式とする。

「第52条第1項」や「第55条第1項」

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) 一 県号

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

定価 小口一枚ニ付十五円